



当院は、厚生労働省が定める

こうくうかんりきのうきょうかかさん

口腔管理機能強化加算

こうかんきょう
(口管強)

の施設基準を満たしています

口管強とは、地域の中核歯科診療所として国が認めた施設基準で、予防治療を通じて幅広い患者の口腔環境を健康に保つ制度です。お子さんの成長サポートからお年寄りのリハビリまで定期的な予防メンテナンスを幅広く保険適用いたします。



予防歯科が 保険適用に

検査・歯のクリーニング、フッ素塗布などを、保険適用で費用を抑えて毎月受診いただけます。

在宅訪問ケアが 保険適用で利用できる

来院が難しい方でも、ご自宅にて保険適用内で毎月訪問ケアを受けることができます。

国の基準に基づく 医療機器の管理と設備

使用する医療機器は専用の機械で滅菌し、清潔な環境で保管。他の医療機関との連携を図り、AEDや酸素供給装置も完備しております。

当院の医療安全管理体制について

当院は、医療安全管理者を配置し、偶発症等緊急時に円滑な対応を行うよう、外来診療、在宅医療や緊急時の別の医療機関との連携体制を確保しています。

当院は、院内感染対策管理者を配置し、口腔内で使用する歯科医療機器などについて、患者ごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底するなど十分な院内感染防止対策を講じています。

当院の歯科医師は、高齢者の心身の特性、重症化予防のための継続管理、口腔機能の管理及び緊急時対応、認知症対応力の向上に関する研修等を修了しています。

当院は、患者さんにとって安心で安全な歯科医療環境の提供を行うために、以下の装置と器具を備えています。



・歯科用吸引装置
(口腔外バキューム)



・自動体外式除細動器
(AED)



・救急蘇生セット



・血圧計酸素
(人工呼吸・酸素吸入用のもの)



・経皮的酸素飽和度測定器
(パルスオキシメーター)

取得施設基準

※令和6年9月時点

(歯初診) 第2650号 平成30年10月 1日
(外安全1) 第2396号 平成30年10月 1日
(外感染1) 第2396号 平成30年10月 1日
(外来環1) 第2396号 平成30年10月 1日

(医管) 第1439号 平成30年10月 1日
(歯訪診) 第942号 平成29年 3月 1日
(歯技連1) 第134号 令和 6年 6月 1日
(歯CAD) 第962号 平成26年10月 1日

(歯技工) 第237号 平成29年 3月 1日
(補管) 第4163号 平成18年 2月 1日